

第9章 韓国の公共図書館

1. 公共図書館の位置付けと機能

1. 地方制度と公共図書館の法的・制度的な位置付け

(1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について

韓国の地方自治体(以下自治体と称する)は1949年7月4日に制定・公布された「地方自治法」(法律第32号)を出発点とする。しかし、朝鮮戦争や国内軍事革命などで試行と中断が繰り返され、1998年4月6日「地方自治法」(法律第4004号)によって全文を改正することで地方自治制度の新たな基礎を固めたのである。

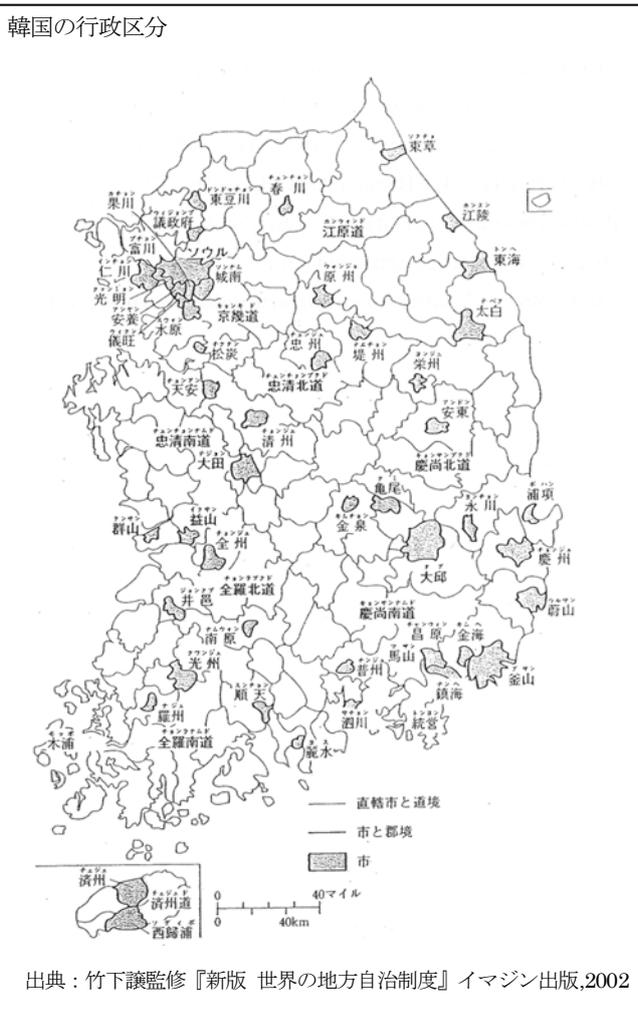
日本と同じように2層制の自治体制度ではあるが、全国画一的ではなく、大都市と地方では自治体の制度が異なる。大都市にあたるソウル特別市、6つの広域市、日本の県に相当する地方圏の広域自治体である「道」が9つ、この下に「市」、「郡(区)」があり、これが基礎自治体である。その下部の行政区画に邑・面・洞があるが、その担当事務は住民生活により密着した分野に限定されている。

韓国の自治体

広域自治体 (市・道)	基礎自治体数 (市・郡・区)	行政区画数 (邑・面・洞)
ソウル特別市	25	522
釜山広域市	16	221
大邱広域市	8	139
仁川広域市	10	136
光州広域市	5	85
大田広域市	5	76
蔚山広域市	5	58
京畿道*	44	482
江原道	18	193
忠清北道	13	152
忠清南道	15	207
全羅北道	16	248
全羅南道	22	299
慶尚北道	25	341
慶尚南道	22	314
済州道	4	43
合計	253	3,516

資料：(社)韓国図書館協会2003年図書館統計

(*)については2004年3月末京畿道庁統計



出典：竹下讓監修『新版 世界の地方自治制度』イマジン出版,2002

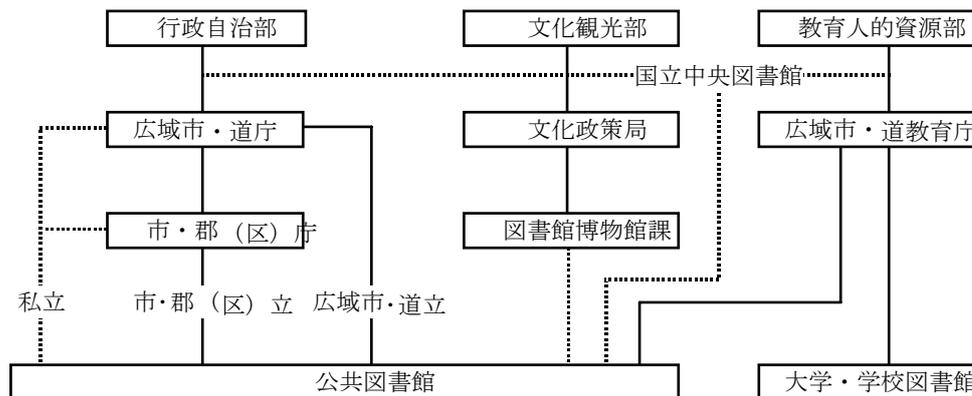
(2) 地方制度の段階(層構造)と、公共図書館のネットワークについて

韓国の自治体の行政事務は固有事務と委任事務に分けられる。前者は自治事務であり、後者は自治体が国や上級自治団体から委任を受け、その統制のもとで執行する事務である。

地方自治法第9条第2項及び第10条第2項の規定を受けた「地方自治法施行令」(大統領令第18161号)第8条を見ると「公共図書館・文庫の設立、運営」は各々の市・道と市・郡・自治区の固有事務であると記している。

韓国の行政階層は広域地自体と基礎自治体で構成されたとても単純なシステムであるにも関わらず、図書館行政体系は連邦制国家の連邦政府、州政府、自治体の関係より複雑である。国内公共図書館の設立及び運営は、市・道と市・道教育庁の固有事務の2つに分けられる。

韓国図書館行政体系図



資料：Yoon, Hee Yoon, 韓国／『図書館雑誌』2004.7

(3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系と設置運営主体について

公共図書館の設置・運営は原則として地方自治体に委ねられている。

韓国の図書館法は1963年10月に制定・公布された。同法の施行令も1965年3月公布された。同法は韓国で最初の図書館に関する単独法で、国家の政策的意思の表現として意義をもつ。4章29条からなる同法は、総則に図書館の目的、定義、種類、施設、司書職員の配置、国家と地方自治団体に対する公共図書館設置の奨励、図書館の使用料、監督機関などを規定している。さらに第2章から3章で、公共図書館(公立、私立、および国立中央図書館)と学校図書館(大学図書館を含む)の設置、機能などを定めている。特殊図書館はこの法の適用除外とされた。

公共図書館は、1960年代、70年代ともに、普及面でも活動面でも不振であった。1956年16館であった公共図書館が100館を超えたのはやっと1980年のことであった。ただし、児童サービスは、「図書館法」で児童閲覧室の設置が義務付けられたこともあり比較的活発であった。1980年代に入り、韓国社会の産業高度化、民主化、情報化、国際化の進展などを背景に韓国の公共図書館は変わり始めた。従来の館内閲覧サービス中心主義から脱皮して、読書会活動、図書館週間の行事、教養講座など多彩な図書館プログラムや館外活動に力点を置き始めた。1987年11月、「図書館法」が全面改正された。8章47条からなる改正法は、図書館の現代化を意図した画期的内容を含んでいた。主要な点は、国家レベルでの図書館政策の樹立を任務とする文教部長官の諮問機関である図書館発展委員会、政府による図書館振興のための図書館振興基金の設置、国および地方自治団体の公共図書館設置・振興の義務化、図書館情報協力網の機能・構成・運用・大学図書館と専門図書館および特殊図書館の設置・義務・指導監督などの規定がおかれた。

1990年代に韓国の図書館界は、大きな変貌を遂げた。その一大転機となったのは、1991年に図書館行政が教育部(旧文教部)から文化部(現文化観光部)に移管されたこと、「図書館法」が改正されたことである。図書館行政の文化部への移管により、国立中央図書館は文化部の所属となり、図書館界の宿願であった図書館行政の専担部署として図書館政策課が文化部に新設された。1991年3月、図書館法が廃止され、新たに「図書館振興法」が公布された。9章46条附則6条からなるこの法律は、「図書館法」の内容を継承しているが、新

たに図書館の文化機能の強化、国立中央図書館の国家を代表する図書館としての機能強化、国立中央図書館及び公共図書館の“読書の生活化”のための施策の樹立及び実施、国立・公立図書館長の司書職（専門職）任用の規定などを盛り込んでいるのが特徴であるが、3年ほどで再度改正された。

現在の「図書館及び読書振興法」は、図書館業務の所管部署が文化部に移管された当時（1991年）に制定された図書館振興法を再び1994年に改正した図書館関連の基本法である。

国立中央図書館は、国家が設立、運営する図書館で、国家を代表図書館としての位置づけと国を代表する図書館だけが担当することができる機能を遂行している。

韓国の場合、国立中央図書館は、国内刊行物の収集、全国書誌の発行、及び図書館業務の標準化、全国的な文献情報提供体制及び図書館協力網運営の確立、諸外国の図書館との国際交流、他の図書館に対する指導支援及び司書職研修等の業務を担当している。

国立中央図書館とは違うが膨大な資料とこれを元にした図書館サービスを提供する機関としては、国会図書館が挙げられる。納本図書館として全国で発行された文献の収集・保存および公衆への利用提供、各種書誌の作成、図書館資料の国際交換、図書館についての調査・研究、他の図書館に対する各種の指導・援助を行っている。国会議員の立法活動と国政審議を補佐するため、従来あった「国会図書室」を昇格させて1955年に発足した。1963年に国会図書館法が制定された。国会図書館は立法活動支援のための立法資料提供を主眼とする立法府である国会が設立した図書館で、主として国会議員を対象にした図書館サービスを提供してきたが、最近になって一般市民にもその門戸を開放している。

図書館及び読書振興法 16条から 18条には国立中央図書館の役割を以下のように規定している。

第 16 条（国内外図書館との間の資料の流通）

国立中央図書館は図書館法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 6 号の規定に基づき、国内外図書館との間の資料流通を円滑にするために次のような各種の業務を行う。

- ・ 国内外資料の調査及び収集
- ・ 資料リストの国際交流
- ・ 全国書誌、納本速報、総合目録、その他必要な書誌の発刊、配布
- ・ 分担収集と相互貸借制度の確立、実施
- ・ 国内外貴重資料の複製と頒布
- ・ 国際図書館機構への加入と国際共同事業への参加

第 17 条（国際交流のための資料の提供）

- ① 国立中央図書館長は、国家または地方自治体が発行または製作した資料中法第 16 条第 1 項第 6 号の規定に従って国際交流のために必要な資料がある場合には、その資料の提供を要請することができる。
- ② 国立中央図書館長が第 1 項の規定に従って資料の提供を要請する時には、必要な数量、交流対象国家等を明示しなければならない。
- ③ 第 1 項の規定によって資料提供の要請を受けた国家または地方自治体は、当該資料が保安業務規定による機密に属するなどの特別な事由がない限り、資料の提供に協力しなければならない。
- ④ 国立中央図書館長は、国際交流に必要だと認められる資料を発行または製作した政府投資機関または出資機関の長に対して、当該資料の提供を要請することができる。この場合、第 2 項の規定を準用する。

第 18 条（国立中央図書館の指導、支援）

法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき国立中央図書館は、他の図書館及び文庫に対して、次の各号の事項を指導、支援することができる。

- ① 図書館及び文庫の管理、運営
- ② 資料の選定、交換、移管、廃棄、除籍及び貸借
- ③ 国民読書運動の指導、支援
- ④ 地域別、館種別モデル図書館の運営
- ⑤ 地域文化事業及び生涯学習の支援

- ⑥ 資料の国際交換
- ⑦ 図書館及び文庫の発展のための研究活動

(4) 公共図書館に対する国家レベルの体制と方針について

図書館政策は、1990年、文化部の新設にともない、翌1991年教育部から文化部に移管された。文化部が新設された当時、図書館業務は、「図書館課」という独立部署で担当して図書館の比重と大切さが強調されていたが、行政組織の再編にともない「図書館博物館課」に改組され、図書館博物館課業務の一部となりその比重が小さくなった。一方、図書館政策の主務部局が文化部に移管されたにもかかわらず、図書館全体の90%以上の公共図書館が相変わらず教育部(現在の教育人的資源部)の管轄であり、一貫した図書館政策の樹立と執行に障害をもたらしている。

図書館分野に対する総合的な研究が始まったのは1990年代初め、図書館が教育部から文化部に移管されて以後のことである。この時期、図書館政策に関する分野は、1993年図書館発展のための政策研究を始めとして1996年、21世紀公共図書館発展方向及びモデル開発に関する研究が行なわれた。2000年には情報化分野に限られるがはじめて図書館分野に対する総合的な計画が樹立、推進された。

1993年に実施された図書館発展政策及び行政組織改革法案研究では、公共図書館の現況及び問題点について検討を加えて、改革方向と公共図書館発展計画に対して政策的な側面で分析、代替案を提示し、図書館政策樹立に重要な基礎資料を提供した。「21世紀公共図書館発展方向及びモデル開発研究(1996)」では公共図書館の長期発展政策推進方策が提示されたが、ここで図書館情報化と係わる政策的考慮が必要だと指摘されたのである。このほかにも、図書館情報化に関して「図書館情報網総合発展計画(1998)」、協力体制構築に関して「図書館協力網(2000)」などのように政策目的のための研究が1990年代後半に入ってから継続的に推進され、このような図書館関連政策研究の基礎の上で2000年「図書館情報化総合計画」が策定された。この計画は、図書館行政分野を包括する総合発展計画ではなかったが、図書館情報化分野に関して策定された最初の総合計画ということで重要な意味を持つ。

2. 公共図書館の数

(5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数(分館・サービス拠点を含む)について

(社)韓国図書館協会の2003年図書館統計によれば、公共図書館は462館ある。

(6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について

基礎自治体253に対し公共図書館は462館設置されているので、広域自治体別にみると設置率は100%を超えていることがわかる。

ただし、日常生活圏の中で図書館サービスが行わなければならないという基準からすれば、行政区画(邑・面・洞)単位でみた場合の設置率は低い。調査年度が異なるが、韓国文化政策開発院の調査(2002年)によれば、行政区画(邑・面・洞)3,512の中で、図書館が設置されている地域は420カ所にとどまり12.0%に過ぎないことがわかる。特に、面・洞地域の公共図書館の設置率が非常に低く、また、ソウル、釜山、大邱、仁川、蔚山など5大都市は公共図書館の不足が著しい。

公共図書館設置率（2003年）

広域自治体 (市・道)	基礎自治体数 (市・郡・区)	行政区画数 (邑・面・洞)	公共図書館数	基礎自治体における設置率(%)
ソウル特別市	25	522	45	180
釜山広域市	16	221	23	144
大邱広域市	8	139	13	162
仁川広域市	10	136	9	90
光州広域市	5	85	12	240
大田広域市	5	76	12	240
蔚山広域市	5	58	4	80
京畿道	44	482	62	141
江原道	18	193	38	211
忠清北道	13	152	22	169
忠清南道	15	207	39	260
全羅北道	16	248	35	219
全羅南道	22	299	40	182
慶尚北道	25	341	50	200
慶尚南道	22	314	40	182
済州道	4	43	18	450
全体	253	3,516	462	183

資料：(社)韓国図書館協会 2003年図書館統計

(参考) 行政区画（邑・面・洞）別にみた公共図書館設置率（2002年）

区分	邑		面		洞		合計					
	設置箇所	設置率	設置箇所	設置率	設置箇所	設置率	設置箇所	設置率				
ソウル	—	—	—	—	522	37	7.1	522	37	7.1		
釜山	2	1	50.0	3	0	0.0	216	20	9.3	221	21	9.5
大邱	3	0	0.0	6	1	16.7	129	11	8.5	138	12	8.7
仁川	1	1	100.0	19	1	5.3	116	7	6.0	136	9	6.6
光州	—	—	—	—	83	12	14.5	83	12	14.5	12	14.5
大田	—	—	—	—	76	10	13.2	76	10	13.2	10	13.2
蔚山	4	1	25.0	8	0	0.0	46	4	8.7	58	5	8.6
京畿	24	11	45.8	125	3	2.4	338	40	11.8	487	54	11.1
江原	24	19	79.2	95	2	2.1	74	13	17.6	193	34	17.6
忠北	13	12	92.3	90	2	2.2	49	8	16.3	152	22	14.5
忠南	22	22	100.0	147	5	3.4	37	10	27.0	206	37	18.0
全北	14	13	92.9	145	5	3.4	89	12	13.5	248	30	12.1
全南	30	22	73.3	199	6	3.0	69	9	13.0	298	37	12.4
慶北	34	26	76.5	204	3	1.5	99	19	19.2	337	48	14.2
慶南	22	18	81.8	177	2	1.1	115	15	13.0	314	35	11.1
済州	7	7	100.0	5	2	40.0	31	8	25.8	43	17	39.5
全体	200	153	76.5	1,223	32	2.6	2,089	235	11.2	3,512	420	12.0

資料：「図書館中長期発展方案研究」韓国文化政策開発院，2002年

注：設置箇所とは、邑、面、洞の中で図書館が設置された邑、面、洞の数。行政区画数は「全国行政区域現況」（2001.12.24基準）による。

(7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について

複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等の存在については、確認できる資料が存在しない。

3. 公共図書館サービスの基本理念、原則について

(8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況

国民の図書館に対する認識に関する調査は現時点では特に行われていないが、民間レベルでの図書館作り運

動が開催されるなど、とても高い関心が示されている。

(9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について

韓国の「公共図書館基準」に示されている公共図書館の使命と目的をみると、以下のとおりである。

[使命]

- ・公共図書館は、地域住民の知識向上と福祉実現のための知的宝庫であり、精神涵養と情報資料の揺りかごととして、情報利用、文化活動、生涯学習の増進等を通じて基本権の推進と地域社会発展に寄与する。
- ・公共図書館は、地域住民が情報と知識に自由にまた平等に近づくことができる普遍的権利を市民の基本権として設定、保障している。これを通じて、民主社会の維持、発展に必要な成熟した市民としての資質と自治意識を涵養する。
- ・公共図書館は、法律制定と戦略的計画樹立を通じて、図書館協力網の構築と活性化を図り、地域住民が多様で広範囲な情報と知識に近づくことができるようにすると同時に、地域の間、社会階層の間の情報格差の解消に努力することで国家的知識普及に寄与する。
- ・公共図書館は、地域社会の社会、文化的特性に見合った多様なプログラムの提供、蔵書整備、情報サービスなどを通じて、地域住民の要求に積極的に対処して情報モニタリングの主体になり、サイバー時代の健全な市民意識を普及させる。

[目的]

- ・公共図書館は、多様な資料と施設、ボランティアを通じて、地域住民の情報利用、文化活動、生涯教育を増進させることで、地域社会の知識向上と文化発展をはかる。
- ・公共図書館は、個人及び団体の情報要求と多様な情報源を媒介する地域社会の情報センターになる。
- ・公共図書館は地域住民に文化習得の機会を提供し、各種文化活動への参加を助長するために、文化、芸術行事を主催・後援または場所を提供することにより、地域社会の文化生産機関としての役割を遂行する。
- ・公共図書館はあらゆるレベルの公共教育を支援し、個人の持続的な自己開発と民主的市民としての資質向上に寄与する生涯学習機能を遂行する。
- ・公共図書館は地域住民の読書生活化のための計画を樹立、実施し、特に児童及び青少年のための読書興味の開発と読書教育プログラムを提供することにより、彼らの創造力と思考力を涵養する機会を提供する。
- ・公共図書館は地域住民の間のコミュニケーション空間を提供することにより、社会的統合と連帯を強化し、究極的に地域社会の共同体形成に寄与する。

(10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて

2000年著作権法の改正で、図書館間における「伝送権」が新設され、2003年の改正では「図書館補償金支給制度」が規定され、今年7月からオンライン・データベースの使用にともなう補償金支給が義務化されることとなった。この補償金制度は、他の図書館で電子化したフルテキストの検索や印刷するためには「韓国複写伝送権管理センター」を通じ、著作権者に一定の著作権料を支払う制度である。

一方、出版界の状況としては、2003年新刊図書の出版量は、35,371種で1億1,145万224部が刊行されている。分野別では漫画が30%で最も多く、学習参考書、児童、文学などの順となっている。全国の出版社数は2万782社、出版市場規模は6兆4,463億ウォン（日本円で6253億円）、単行図書の市場規模は、2002年基準で3兆ウォン、世界8位を占めている。最近のトピックは、電子ブック出版、インターネットによるオンライン書店の発達などである。長い出版の歴史の中で、2005年フランクフルト図書展の主賓国に選ばれた。

図書館との関係では、大韓出版文化協会などが国立図書館への納本代行や、ISBNとISSNの付与、CIPなどで図書館と密接に関わってきたが、最近公貸権問題が大きな問題になっている。1992年EUの貸与権に関する指針の公表以降、公共図書館における公貸権の導入は国際的潮流になっている。図書館界は時期尚早という立場をとっているが、2004年に韓国出版界ではこの制度の導入をめぐる議論が始まったところである。

（日本円換算については2003年の為替相場の年平均値、1ウォン=0.097円として算出。なお、2002年の為替相場の年平均値は、1ウォン=0.100円である。）

(11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作権への配慮について

公貸権問題について最近議論が始まったばかりで、その他の配慮はなされていないのが現状である。

(12) 個々の公共図書館の使命（ミッション・ステートメント）について

(9)で述べたとおり、2003年度の「図書館基準」に公共図書館の果たすべき使命と目的が明記されている。それぞれの図書館においても公表されている。

(13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて

特に定期的な調査は行なわれていない。

2. 公共図書館の運営・経営の体制**1. 設立主体と運営主体の状況と管理運営・経営の責任体制と経費負担****(14) 公共図書館の整備や運営費の負担について**

韓国における図書館を運営する予算については、「図書館振興法」第9条で、「政府」が図書館及び文庫の設立、施設及び資料コレクションの充実、司書職員の資質向上及び研究、その他図書館発展のために読書振興基金を充当する、としている。また第22条では、地方自治体が設立・運営する公共図書館（公立公共図書館）に対しては、設立・運営する地方公共団体の一般会計でその運営費を負担し、国がその地方自治体に経費の一部を負担する、としている。

2001年度の文化観光部の「文化情報化推進促進試行計画」によれば、①文化芸術情報化、②文化遺産情報化、③文化産業情報化、④観光情報化、⑤体育情報化、⑥青少年情報化、⑦図書館情報化、⑧情報化与件造成などの推進内容がある。目標としては、①国民の生活の質の向上のための文化情報化推進および国家文化遺産の効率的な管理体系確立のための文化遺産情報化推進、②文化産業および観光分野の情報化効果を通じた文化観光振興、③知識基盤社会の中核である図書館情報化推進、④文化情報化の効果的推進のための情報化与件造成事業拡大推進、⑤文化・芸術・観光・体育・青少年関連情報化課題の持続的な検討および対国民サービスの拡大、である。

2001年度の予算計画をみると、総予算 114,301 百万ウォン（日本円で 107 億 4,429 万円）の中から図書館情報化部分には財源として、国費で 68,900 百万ウォン（日本円で 64 億 7,660 万円）、開発役務費 14,193 百万ウォン（日本円で 13 億 3,414 万円）、ハードウェア購入費 766 百万ウォン（日本円で 7,200 万円）、ソフトウェア購入費 4,500 百万ウォン（日本円で 4 億 2,300 万円）、通信網整備費 21 百万ウォン（日本円で 197 万円）、その他 49,420 百万ウォン（日本円で 46 億 4,548 万円）である。（日本円換算については2001年の為替相場の年平均値、1ウォン=0.094円として算出。）

自治体の図書館に対する国家補助金の支給基準については、「建設」の場合は用地買収費を除いた費用の20%、「農漁村公共図書館施設」の場合は50%と、文化観光部は定めている。そして、「図書館及び読書振興法」第22条第1項には、自治体が設置した公共図書館の運営費は、自治体の一般会計で負担するようにと示しているが、教育監が設置した公共図書館はその運営費の一部だけを一般会計で負担するようにと規定している。

文化観光部の公共図書館補助金支給基準

区分	基準補助率 (%)
公共図書館建設（用地買収費除く）	20
農漁村公共図書館施設	50
資料購入費	100

(15) 図書館の建設整備に PFI など、民間資金の活用の試みについて

1990年代に入り行政機能の民営化方策が推進された。1993年に実施した第1次民営化計画を始めとして1995年の第2次民営化計画で、図書館の民間委託問題は顕在化した。1998年「96の政府事業の民間委託」の内容の中で、文化部門の委託内容は、国立中央劇場、政府刊行物及び映像製作、国立自然史博物館などを含めて、国立中央図書館の運用管理、図書官情報化事業が含まれている。行政自治部の民間委託推進指針と地方自治団体の図書館運営の困難、公務員総定員制により新設図書館における新規人材確保の困難などの理由から、図書館運営を民間に委託する事例が相次いでいる。

(16) 公共図書館の運営を民間に委託することについて

韓国は1993年、第1次民営化計画において公企業所有権の民営化(民有化)を強調するようになり、1994～1995年には61の公企業を民営化すると発表した。その実績は27に過ぎなかった。1996年の第2次民営化計画は民有化にこだわらない代わりに企業経営の効率性を強調することを目的に公企業経営の民間企業化を指向した。

一方、政府の図書館委託構想をみると、第1次計画では委託管理を推進する内容や行政指針が掘めなかったが、第2次計画は地方自治団体が運営する公共図書館に対して委託を推進する内容が具体的に含まれている。すなわち、内務部(現行政自治部)は1996年民選自治団体の行政改善に関する勧告事項として、上下水道、庁舎の警備と管理、公共車輛の管理、図書館の運営を委託分野として例示し、民営化を誘導した。そして、1998年5月25日企画予算委員会は「96の政府事業の民間委託」を発表し、図書館情報化事業も提示した。行政自治部の民間委託推進指針と地方自治団体の図書館運営の困難、公務員総定員制により新設図書館における新規人材確保の困難などの理由から、図書館運営を民間に委託する事例が相次いでいる。

ソウル特別市ジュンラン区のジュンラン区立情報図書館、コアンジン区のコアンジン区立情報図書館がそれぞれ地域の文化院に、ウンピョン区立図書館が民間社会福祉法人に運営委託されており、京畿道城南市のジュンウォン情報文化センターとシュジョン情報文化センターも同じ理由で施設管理公団に運営委託されている。さらに2001年には木浦市が市立図書館をセマウル文庫中央会木浦支会に運営を委託することで、既存の図書館までも民間委託する事例を作った。

2002年調査では、公共図書館411館中18館(4.4%)が民間に委託運営を依頼している。この中11館(61%)が2000年以後の委託運営である。

公共図書館民間委託の現状(2002年)

地域	図書館名	受託機関	日付	備考
ソウル	ジュンラン区立情報図書館	ジュンラン文化院	1999.1	2002年再契約
	コアンジン区立情報図書館	コアンジン文化院	2001	
	ウンピョン区立図書館	社会福祉法人インドクイン		
	シヨンドン情報文化センター	シヨンドン文化院		
	カンブック文化情報センター	カンブック都市管理公団	2001.5	
	シヨンブック区立情報図書館	シヨンブック都市管理公団	2002.3	
京畿道	オジョンブ市立図書館	オジョンブ施設管理公団	1995.9	
	ドンテウチョン市立図書館	ドンテウチョン施設事業所	1996	
	ファッションテアン図書館	ファッション郡施設管理公団	2001	
	ファッションナンヤン図書館	ファッション施設管理公団	2001	
	ヨンチョン郡立図書館	ヨンチョン郡施設管理公団		
	ジュンウォン情報文化センター	城南市施設管理公団	2001	
	シュジョン情報文化センター	城南市施設管理公団	2001	
忠北	オックサン図書館	オックサン赤十字奉仕会		
全南	木浦市立図書館	セマウル文庫中央会木浦支会	2001.1	木浦市文化施設事業所
慶北	ムンキョン中央図書館	ムンキョン市民文化会館	1997.12	
	ムンキョンムンヒ図書館	ムンキョン市民文化会館	1998.5	
慶南	キョゼ市立図書館	キョゼ市施設管理公団	2001.7	

(17)各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について

「2003年図書館基準」によれば、公共図書館の館長職級は基礎行政区域のサービス対象人口を基準に決定されるとしている。ただし、特別市と広域市及び道単位地域を代表する公共図書館と、基礎自治団体傘下の公共図書館を単一システムとして組織・運営する場合には、中央館館長の職級は当該地域のサービス対象人口全体を基準に決定する。

サービス対象人口の規模による館長の職級及び経歴基準

サービス対象人口（人）	職級	資格証及び経歴
5万未満	6級	2級正司書
5万～10万未満	6-5級	2級正司書（5年以上）または1級正司書
10万～20万未満	5級	1級正司書（5年以上）
20万～50万未満	5-4級	1級正司書（7年以上）
50万～100万未満	4-3級	1級正司書（10年以上）
100万～500万未満	3-2級	1級正司書（10年以上）
500万以上	2級	1級正司書（10年以上）

公共図書館は、各々の市・道の教育庁あるいは各地方自治体(市・道)に所属するものとされている。公共図書館全般の政策・運営は「文化観光省」が担当している。また、図書館及び読書振興法では、明確に以下のように定められている。

第22条

- ① 地方自治体が設立・運営する公共図書館(以下「公立公共図書館」と言う)に対してはこれを設立・運営する地方自治体の一般会計からその運営費を負担しなければならない。地方教育自治に関する法律第41条の規定により、教育監が設立・運営する公立公共図書館に対しては、地方自治体の一般会計予算の範囲の内からその運営費の一部を負担すべきである。
- ② 国家は、公立公共図書館を設立した地方自治体に対して、図書館の設立・運営及びその資料購入に関して必要な経費の一部を補助することができる。

第23条(公立公共図書館の指導・支援)

- ① 文化観光部大臣は、公立公共図書館の均衡のとれた発展と図書館サービスのために必要な指導・支援をすることができる。
- ② 文化観光部大臣は、第1項の規定により、支援のために必要な場合には、公立公共図書館に対して必要な書類の提出を要求することができる。

第24条(国・公立公共図書館の館長及び運営委員会)

- ① 国家または地方自治体が設立・運営する公共図書館の館長は司書職資格を有するもので補する。
- ② 国家または地方自治体は公共図書館の効率的な運営と各種文化施設との緊密な連携支援のために図書館に図書館運営委員会を置く
- ③ 図書館運営委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

(18)館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について

図書館及び読書振興法施行令第25条、26条では、図書館運営委員会について、以下のように定めている。

第25条(図書館運営委員会の構成)

- ① 法第24条第2項の規定による図書館運営委員会(以下「運営委員会」と言う)は委員長1人を含めた委員10人以上15人以下で構成される。
- ② 委員長は委員の中から選出される。
- ③ 委員は図書館の長と図書館のサービス対象区域の中の文化系、教育系の専門職業人及び利用者の中から図書館の長が選任する者とする。

第 26 条(運営委員会の職務)

運営委員会は次の各号の事項を審議する。

1. 図書館運営及び発展のための基本方針に関する事項
2. 図書館運営の改善に関する事項
3. 図書館資料の構成方針に関する事項
4. 読書運動計画の樹立に関する事項
5. 地域文化事業及び生涯教育の支援に関する事項
6. 他の図書館・文庫及び各種文化施設との業務協力に関する事項
7. その他図書館支援に関する事項

2. 図書館運営に関する年間経費の総額と資金負担の状況

(19) 各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について

2001 年度の公共図書館の予算総額をみると、分野別予算では人件費の比率が全体予算の 50.2%を占めており、図書館予算の中で最も多いことがわかる。特に、資料購入費の割合は 12.2%にとどまり、新刊図書購入の不足による公共図書館のサービスの衰えが問題とされている。

公共図書館運営予算 (2001 年度) (単位：千ウォン)

区分	運営予算			
	人件費	資料購入費	その他運営費	
予算総額	231,365,168	116,077,975	28,189,149	87,279,614
1館当り	529,440	265,625	64,506	199,725
割合 (%)	100.0%	50.2%	12.2%	37.7%

注：IMF の *International Financial Statistics Yearbook 2004* より、2001 年平均で 1 ウォン=0.094 円。

(20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について

公共図書館の運営予算は全額国庫や地方費から支援を受けている。他国と違い民間の資金援助はほとんどなく、寄付金募金のための活動もまったく考慮されていない。このように財源が単一化されているため、図書館運営において自発的かつ積極的な活動を展開する契機が生まれない。与えられた予算の中で限定されたサービスを提供するにとどまり、図書館運営が制限される結果となっている。

(21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について

(19) と調査年度が異なるが、地域別の公共図書館の年間運営予算は次のとおりである。このデータでは、人件費が 44.5%、資料購入費が 13.2%、その他運営費が 42.3%という割合になっている。

地域別の公共図書館運営予算（2002年度）（単位：千ウォン）

区分	運営予算	運営費		
		人件費	資料購入費	その他運営費
ソウル特別市	49,027,800	27,780,205	5,109,696	16,137,899
釜山広域市	19,285,276	10,039,305	2,088,552	7,157,419
大邱広域市	12,670,434	8,778,697	895,173	2,996,564
仁川広域市	11,780,194	5,945,978	1,517,424	4,316,792
光州広域市	10,336,931	5,831,943	1,234,408	3,270,580
大田広域市	11,912,600	5,493,998	1,137,408	5,281,194
蔚山広域市	4,895,464	3,190,521	561,742	1,143,201
京畿道	53,422,351	14,004,387	10,043,461	29,374,503
江原道	18,019,639	8,307,375	2,371,222	7,341,042
忠清北道	7,689,822	4,610,593	940,647	2,138,582
忠清南道	11,589,261	5,539,440	2,270,383	3,779,438
全羅北道	13,460,493	5,222,011	1,522,024	6,716,458
全羅南道	17,737,078	8,120,176	2,258,385	7,358,517
慶尚北道	18,777,491	9,528,484	2,928,570	7,358,517
慶尚南道	34,077,157	8,560,295	3,933,371	21,583,491
済州道	6,032,810	3,007,845	880,911	2,144,054
全体	300,714,801	133,961,253	39,693,377	127,060,171

注：IMFの *International Financial Statistics Yearbook 2004* より、2002年平均で1ウォン=0.100円。

3. 図書館サービスについて

1. 利用者数と開館時間

(22) 公共図書館の年間利用者総数について

1998年から2003年までの、全国の公共図書館の年間利用者数は次のように推移しており、2003年には、97,606,246人となっている。段階別の統計はない。

全国の公共図書館の年間利用者数の経年変化（単位：人）

区分	年間利用者数	1館当り	図書館数
1998年	53,301,386	161,519	330
1999年	67,337,456	181,993	370
2000年	80,913,864	202,285	400
2001年	84,740,414	201,763	420
2002年	87,876,706	201,091	437
2003年	97,606,246	211,269	462

(23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合（利用者登録率）について

1970年度までは図書館の利用者数はそれほど多くなかったが、1980年代から利用者数が急増するようになった。特に館種別では公共図書館の利用者数の増加が顕著である。地域別ではソウルと京畿地方の利用者が多数にのぼる傾向が強い。1990年代に入ってから政府の支援もあり、蔵書数、増加冊数、職員数、予算などは利用者数の増加に見合って措置されている。

地域別公共図書館の利用回数

区分	人口 (人)	1人当り 利用回数 (回)	利用順位
ソウル特別市	9,853,972	4.6	5
釜山広域市	3,655,437	3.1	12
大邱広域市	2,473,990	4.7	4
仁川広域市	2,466,338	2.3	15
光州広域市	1,350,948	3.3	11
大田広域市	1,365,961	6.7	1
蔚山広域市	1,012,110	2.6	14
京畿道	8,937,752	2.7	13
江原道	1,484,536	3.8	8
忠清北道	1,462,621	3.6	10
忠清南道	1,840,410	4.2	6
全羅北道	1,887,239	5.8	3
全羅南道	1,994,287	3.8	9
慶尚北道	2,716,218	4	7
慶尚南道	2,970,929	2.3	16
済州道	512,541	6.3	2

(24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について

利用者の詳細な内訳まで調査されているものは現時点では見当たらない。

(25) 夜間開館および開館時間数について

各々の図書館の開館時間に関する統計はない。なお、韓国の「図書館基準」は、開館時間について以下のよう
に明記している。

公共図書館の資料室開館時間は、図書館の規模、地域の規模と実情にそくして調整するが、地域住民の最大
多数が便利な時間帯に設定しなければならないという基本原則に基づき、週あたり最小開館時間は単一図書館、中
央館(またはシステム本部)、大分館の場合には67時間、中分館は55時間、小分館は36時間(時間制は25時間)
が望ましい。そして基礎自治団体以上の地域内に公共図書館(分館を含む)が2館以上ある場合には、各図書館の
休館曜日を異なるように指定し、地域住民の利用上の不便を最小化しなければならない。

2. 蔵書数および貸出数

(26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について

韓国の2003年度公共図書館の蔵書総数(図書のみ)は、30,970,151冊である。1館当たり67,035冊だが、資
料が古く、利用率の低い蔵書を除けば、図書館蔵書の問題はきわめて深刻である。1館当たり平均蔵書数は、公
共図書館のほうが他の図書館(大学図書館、学校図書館など)より増加率が大きいというデータもあるが、1
館当たり蔵書規模は絶対的に不足している。

公共図書館の国民1人当たり蔵書数は、2001年データで0.56冊となっている。これはOECD加盟諸国の平
均2.8冊に比べて、非常に遅れをとっていることがわかる。

公共図書館における蔵書数及び利用者の状況（1970－2003年度）

区分	蔵書数 (冊)	年間増加数 (冊)	年間利用者数 (人)	貸出数 (冊)	総職員数 (人)	閲覧席数 (席)	図書館数
1970年度	563,427	49,686	2,738,660	—	447	13,114	58
1975年度	924,595	77,394	5,911,507	482,860	782	25,444	108
1981年度	1,741,750	179,834	—	—	1,261	38,050	120
1986年度	3,183,664	356,402	17,948,820	—	2,078	78,537	168
1990年度	5,483,207	721,152	25,007,833	—	3,133	129,732	238
1991年度	6,129,349	878,047	25,366,208	—	3,587	147,822	262
1992年度	7,143,282	821,314	26,726,018	4,432,782	3,794	157,961	273
1993年度	8,442,529	1,165,690	30,525,908	6,168,371	4,092	160,302	277
1994年度	9,484,966	1,357,336	34,638,074	8,097,240	4,229	161,207	279
1995年度	11,222,029	1,736,696	37,254,689	9,805,708	4,440	172,532	304
1996年度	13,020,023	2,142,814	40,175,412	5,875,599	4,776	193,973	304
1997年度	14,812,497	1,879,232	43,434,731	13,972,150	4,862	197,310	319
1998年度	16,794,758	1,980,168	53,301,386	16,742,670	5,112	205,712	330
1999年度	18,527,579	2,051,258	67,337,456	27,080,502	5,001	230,969	370
2000年度	21,932,297	2,343,069	80,913,864	31,709,791	4,932	233,290	400
2001年度	25,163,436	2,823,635	84,740,414	30,716,016	4,768	240,252	420
2002年度	26,971,393	3,027,545	87,876,706	40,051,474	4,968	247,185	437
2003年度	30,970,151	3,484,673	97,606,246	41,033,071	5,368	245,735	462

資料：金恵京「韓国公共図書館の施設とサービスの水準」(『図書館雑誌』2004.6)

(27) 蔵書の内訳について

全体の蔵書規模のデータはあるが、その内訳は調査されていない。

(28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について

公共図書館の年間の蔵書の増加に関する統計によれば、全国公共図書館の蔵書の増加は以下のとおりである。段階別の統計はない。

公共図書館における蔵書増加の経年変化

年度	1970	1975	1981	1986	1990	1991	1992	1993	1994
年間増加冊数	49,686	77,394	179,834	356,402	721,152	878,047	821,314	1,165,690	1,357,336
図書館数	58	108	120	168	238	262	273	277	279

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
年間増加冊数	1,736,696	2,142,814	1,879,232	1,980,168	2,051,258	2,343,069	2,823,635	3,027,545	3,484,673
図書館数	304	304	319	330	370	400	420	437	462

資料：金恵京「韓国公共図書館の施設とサービスの水準」(『図書館雑誌』2004.6)

(29) 各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について

図書館資料の除籍及び廃棄問題に関して、図書館及び読書振興法施行令7条3項では、年間で図書館または文庫の全体蔵書の100分の3以内にするものとするが、「当該年度受け入れ蔵書量の100分の50を超過することはできない」と規定している。しかし、この規定は不足する図書館蔵書を充実させることが最優先の課題となっている社会的環境で制定されたものであり、変化している知識情報環境に見合うように改正されなければならない。しかも、現状では廃棄に関する統計調査は行われていない。

(30) 各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について

国立中央図書館では、以下のように文献情報データベースを構築している。

国家資料総合目録 DB 構築	2,000,000 件	
国家資料目次情報 DB 構築	180,000 冊	(488MB)
主要資料原文情報 DB 構築	59,282 冊	(17,035,750 面)
連続刊行物巻号情報 DB 構築	600,000 件	

また、公共図書館の「デジタル資料室」構築事業と関連して、公共図書館の効率的資料管理と対国民サービス向上のため国立中央図書館で開発された公共図書館標準管理システム（KOLAS II）及び国家資料共同目録システム（KOLIS-NET）が、公共図書館では普及している。

普及内訳： KOLAS II、KOLIS-NET、各種維持及び支援など

普及対象： KOLAS II 普及： 127 館

KOLIS-NET 普及： 101 館

公共図書館におけるデータベースパッケージについては、種目別に次の統計が公表されている。

公共図書館における国内外資料のデータベースパッケージ構築状況（2003年）（単位：件数）

図書	逐次刊行物 (目録)	逐次刊行物 (記事)	非図書	古書	その他
30,324,895	103,075	149,329	689,363	84,109	132,643

(31) 書籍・雑誌などの媒体別の年間貸出数について

次表は、年間貸出数及び利用者数の推移（1970—2003年度）である。公共図書館1館当りの年間貸出数は88,816冊となっている。10年前に比べると図書館数が1.7倍、蔵書数が3.7倍、年間利用者数が3.2倍、貸出数が6.7倍に増加していることもあって、1館当りの年間貸出数は4.0倍に達している。

公共図書館における年間貸出数及び利用者の状況（1970—2003年度）

区分	貸出数 (冊)		年間利用者数 (人)	蔵書数 (冊)	図書館数
		1館当り			
1970年度	—	—	2,738,660	563,427	58
1975年度	482,860	4,471	5,911,507	924,595	108
1981年度	—	—	—	1,741,750	120
1986年度	—	—	17,948,820	3,183,664	168
1990年度	—	—	25,007,833	5,483,207	238
1991年度	—	—	25,366,208	6,129,349	262
1992年度	4,432,782	16,237	26,726,018	7,143,282	273
1993年度	6,168,371	22,268	30,525,908	8,442,529	277
1994年度	8,097,240	29,022	34,638,074	9,484,966	279
1995年度	9,805,708	32,256	37,254,689	11,222,029	304
1996年度	5,875,599	19,328	40,175,412	13,020,023	304
1997年度	13,972,150	43,800	43,434,731	14,812,497	319
1998年度	16,742,670	50,735	53,301,386	16,794,758	330
1999年度	27,080,502	73,191	67,337,456	18,527,579	370
2000年度	31,709,791	79,274	80,913,864	21,932,297	400
2001年度	30,716,016	73,133	84,740,414	25,163,436	420
2002年度	40,051,474	91,651	87,876,706	26,971,393	437
2003年度	41,033,071	88,816	97,606,246	30,970,151	462

資料：金恵京「韓国公共図書館の施設とサービスの水準」（『図書館雑誌』2004.6）（26）の再掲

次表は、出典は異なるが、公共図書館の蔵書規模及び利用冊数を国立中央図書館と比較したものである。

公共図書館の蔵書数と年間利用冊数

区分	公共図書館					国立中央図書館	
	蔵書数 (冊)		利用冊数 (冊)		図書館数	蔵書数 (冊)	利用冊数 (冊)
		1館当り		1館当り			
1998年度	16,794,758	50,897	54,760,410	165,941	319	3,028,204	9,390,114
1999年度	18,527,579	50,075	82,244,891	222,283	330	3,294,225	13,558,618
2000年度	21,932,297	54,831	98,662,310	246,656	370	3,540,401	11,094,359
2001年度	25,163,436	59,913	101,608,141	241,924	400	3,887,298	9,286,207

(32) 映画フィルム、DVD、CD などの媒体別の所蔵・貸出状況について

視聴覚資料全体の所蔵数を示す統計は公表されているが、貸出状況は示されていない。

地域別視聴覚資料所蔵数（2003 年度）（単位：点）

区分	視聴覚資料	図書館数	
		1館当り	図書館数
ソウル特別市	287,307	6,385	45
釜山広域市	76,630	3,332	23
大邱広域市	126,855	9,758	13
仁川広域市	37,672	4,186	9
光州広域市	33,192	2,766	12
大田広域市	51,558	4,297	12
蔚山広域市	19,821	4,955	4
京畿道	175,937	2,838	62
江原道	43,931	1,156	38
忠清北道	31,525	1,433	22
忠清南道	37,729	967	39
全羅北道	29,474	842	35
全羅南道	73,007	1,825	40
慶尚北道	64,790	1,296	50
慶尚南道	83,970	2,099	40
済州道	24,242	1,347	18
全体	1,197,640	2,592	462

3. 図書館の各種サービス

(33) 図書館サービスに関する情報提供の方法について

1990 年代後半からの国家電子図書館の構築、2000 年の「図書館情報化推進総合計画」による公共図書館「デジタル資料室」構築事業（2001～03）、2008 年完成予定の国立デジタル図書館の設立計画などがある。

(34) インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について

インターネットが普及した韓国では、1999 年時点で公共図書館のインターネット接続率が 70.9%、インターネットサービス提供率が 50.4%であった。ただし、蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認が、外部からどの程度までできるかについては不明である。

(35) 地域情報の収集の状況について

個別図書館で実施しているところもあるが、統計は取られていない。

(36) 地域内の大学等の諸機関との連携について

図書館協力網は、図書館及び読書振興法に規定されている図書館の主要業務で、図書館の間の協力活動を増大させることで単位図書館の発展と図書館サービスの発展をはかるためのものである。図書館協力網は、歴史的に 1967 年「図書館資料利用及び相互貸借に関する協定」（国立中央図書館が中心になり締結）が 10 館の図書館との間に締結されたのを契機に地域別及び分野別協力体制の整備が始まった。この時期の協力事業は、相互貸借や総合目録を発行する程度の非常に限定されたものであった。

その後 1994 年から 1997 年に至り、図書館相互協力の可能性が確認され、協力事業の推進に対して非常に積極的に取り組まれるようになった。この時期にはコンピュータと情報通信の発達とインターネットが普及し、図書館間の情報や資源の確認と交換が簡単にできて、図書館電算化を通じて書誌データベースの構築が一定の水準に到達することで情報資料に対するアクセスが容易になった。

1998 年以後現在まで、その間分野別で自主的に構築された既存の協力体制の協力活動がより現実的な場面で

具体的になり始めた。また地域別、機能別協力体制が普及し始めている。

現在の図書館協力網は、国立中央図書館を中心とする公共図書館協力網と大学図書館を中心とする図書館協力体制、分野別に特化された協力体制を構築している専門図書館協力網などが部分的に構築、運営されている。これ以外にも、最近公共図書館と文庫を連係する地域協力網が構築されている。大学図書館や専門図書館の場合、このような協力網は自らの必要によって自発的に構成されたという特徴を持っている。したがって、協力網活動も非常に活発に展開されているし、より多くの利用者たちが図書館サービスを利用するよう効果的な運営がなされている。

しかし、公共図書館協力網の場合、単位図書館の自発的な必要性よりは公共図書館に対する一貫した指導、支援体系構築及び図書館サービス拡大に対する政策的必要性によって構築されたという点で相違がある。単位図書館の活動が不活発な状態での公共図書館協力網活動は、形式的な水準にとどまっている。

(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について

韓国では、今日、図書館で年齢や身体障害、性別に応じた細分化されたサービスを提供しているとはいえない。特に、障害者や老人のための図書館サービスの現実はとても深刻であるといえる。特殊階層のための図書館サービスは 1963 年に改正された図書館法で子ども・老人・身体障害者に対するサービス規定が含まれるようになり、法的根拠が整備された。

以後 1977 年には特殊教育振興法の中に点字図書館設置根拠条項が規定され、1991 年には保健福祉部の障害者地域社会リハビリ施設として、特殊図書館と点訳書及び録音図書出版施設設置条項が整備され、文化観光部や保健福祉部、教育人的資源部が主に障害者に対する図書館サービスを提供する制度的基盤を整えた。その結果、点字図書館及び福祉館点字図書室、公共図書館障害者閲覧室などを総合して約 86 カ所で障害者関連図書館サービスが提供されている。

2001 年「韓国図書館統計」によると特殊図書館（※）は 7 館（ソウル 6 館、慶尚北道 1 館）あり、韓国視覚障害者図書館協議会が把握している視覚障害者図書館（室）の総数は 86 館にのぼるとされている。この中には図書館及び読書振興法による特殊図書館として設立された場合もあり、障害者福祉法に根拠をもつ障害者福祉近隣施設として設立された図書館もある。このほかにも公共図書館内に障害者のために整備した資料室や、学校や宗教団体が設立、運営している図書館も含まれている。全体的にみると、韓国視覚障害者図書館協議会に加入している図書館は 22 館に及んでいるし、学校に付属している図書館も 13 館ある。

（※） 図書館法では特殊図書館には視覚障害者のための点字図書館、軍や警察に勤める人たちのための図書館、刑務所の図書館などが含まれると規定しているが、現在統計処理されている特殊図書館はすべて視覚障害者のための点字図書館である。

図書館及び読書振興法では、特殊図書館の施設及び資料基準を以下のように定めている。

特殊図書館施設及び資料基準

サービス対象：視覚障害者		
施設	建物	面積：66㎡以上 資料閲覧室及び書庫：面積の45%以上
	機械・器具	1. 点字再版機1台以上 2. 点字印刷機1台以上 3. 点字タイプライター1台以上 4. 録音機4台以上
資料	蔵書	1,500冊以上
	録音テープ	500点以上

注：建物面積には玄関、休憩室、廊下、トイレ及び食堂などの面積は含まれていない。

韓国図書館協会特殊図書館委員会が、文化観光部と保健福祉部に登録された図書館の中から、現状把握が可能なところを中心に調査した所蔵資料現状は、以下のとおりである。

全国登録された点字図書館所蔵資料及び職員現状

区分	点字図書		録音図書		定期 刊行物	その他資料	担当 職員
	テキスト	点字	テープ	C D			
慶北点字図書館	—	1,260	565	47	20	—	1
大邱点字図書館	—	3,000	5,157	—	—	—	3
マポ点字図書室	298	1,681	4,927	—	—	—	
ブサン盲人点字図書室	1,200	4,279	10,826	—	20	視聴覚資料 120	10
ブチョン点字図書館	1,870	3,074	3,977	20	3		4
ソウル点字図書館	10,808	1,015	3,777	—	4	視聴覚資料 767	5
城北視覚障害者福祉館	543	1,350	1,950	—	20	音楽テープ 113 音楽CD 113	2
松岩点字図書館	—	1,355	1,243	—	41		1
サロアム点字図書館	1,359	1,098	193	102	729	説教テープ 415 音楽テープ 27 福音聖歌テープ 89	3
インシヨン視覚障害者図書館	4,000	—	—	—	—		2
全南特殊図書館	—	2,000	70	—	100	—	1
全北視覚障害者連合会	81	1,690	565	41	81	映像図書 70 図書 524	4
済州点字図書館	3,000	730	135	—	10	詩朗読 2	3
ジョンダルセ電話図書館	—	800	400	—	—	—	5
忠北点字図書館	77	230	532	—	—	—	1
ハサン障害者福祉財団点字図書室	958	—	6308	73	214	—	4
韓国視覚障害者福祉財団点字図書室	1,270	5,857	51,408	267	5	点字洋書 260	2
韓国点字図書館	7,136	14,103	8,238	337	40	視聴覚資料 184 図書 10,088	35

(38) 在留外国人の母語に対応した図書の配備状況について

多文化サービスについての調査はほとんど行なわれていないが、公共図書館ではほとんど行なっていないといっても過言ではない。

(39) 子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について

民間レベルで子ども専門図書館をつくる運動がさかんである。2003年、市民団体の提案で始まった「奇跡の図書館」という民間放送局の番組の影響で、子ども図書館づくり運動がさかんになっている。各地方自治体でも高い関心を示しており、放送は1年間で終了したものの、それ以降、全国20館を目標に子ども専門図書館を着々と整備しているところである。現在7館が新設されている。

(40) その他各種事業（映画会など）の実施状況について

主に外国の優秀な例に倣って、(社)韓国図書館協会や、「本を読む社会づくり国民運動」のような市民団体を中心に、以下のようなさまざまな読書運動が展開されている。

- ・「1つの都市、1冊の本の読書 (One City One Book) 運動
- ・「朝の読書」運動
- ・「ブック・スタート運動」
- ・「本を読むソウル」：(社)韓国図書館協会と「ソウル地域公共図書館協議会」との共同で、2004年の9月から行なわれているソウル市の読書運動など。

韓国の図書館及び読書振興法第20条には公共図書館の機能を「情報及び教育・文化センター」として規定し、これに対する業務としてその概念を広げて20条5項では“講演会、感想会、展示会、読書会、その他文化活動及び生涯学習の主催または奨励のための業務を行う”と記し、公共図書館の文化的役割の重要性を示している。公共図書館の文化プログラムは文学、音楽、美術、演劇、郷土文化、礼儀作法などの主題別プログラムと、幼年、小・中・高校生、青少年、大学生、成人、主婦、障害者などを含めたサービス対象別プログラム、図書資料、視聴覚資料などを使用するメディア形態別プログラム、図書館が直接主催するもの、図書館が各種団体と共同主催するもの、図書館側が講師、助言者、参考資料または施設だけを提供するプログラムのような図書館

支援方法別プログラムなどで分けられる。

なお、各種事業のサービスの参加者規模数に関する統計は出ていない。

4. 図書館職員の状況

1. 職員数、資格制度、研修等

(41) 公共図書館の職員数（専任・兼任・非常勤の別など）について

韓国でも、1992年に読書図書館振興法を制定し、公共図書館の館長は司書資格をもった者でなければならないと規定した。そして、司書も、その能力に応じて1級、2級とランクづけしている。

図書館振興法第6条に「司書職員」の規定がある。その第1項では図書館に「大統領令によって図書館運営に必要な司書職員・司書教師（日本における司書教諭）または実技教師（日本の学校司書）を置かねばならない」としており、第2項で1級正司書・2級正司書及び準司書と司書職員を区分し、資格要件などは大統領令に定めるとしている。

2003年度韓国公共図書館職員集計

区分	行政職		司書職		その他		職員数合計	
	現員	定員数	現員	定員数	現員	定員数	現員	定員数
ソウル特別市	135	143	393	445	482	491	1,010	1,079
釜山広域市	43	50	138	148	194	202	375	380
大邱広域市	23	22	113	119	150	147	286	288
仁川広域市	18	18	84	88	100	100	202	206
光州広域市	36	31	77	91	122	115	235	237
大田広域市	30	30	82	86	107	106	219	222
蔚山広域市	12	11	40	42	63	60	115	113
京畿道*	118	114	264	276	371	382	753	772
江原道	38	35	119	129	144	145	301	309
忠清北道	36	36	60	63	89	89	185	188
忠清南道	70	70	134	54	85	90	289	214
全羅北道	47	50	72	76	169	157	288	280
全羅南道	53	54	91	95	143	141	287	290
慶尚北道	54	54	121	129	186	188	361	371
慶尚南道	65	63	134	133	137	126	336	322
済州道	21	20	36	37	69	63	126	120
全体	799	801	1,958	2,011	2,611	2,599	5,368	5,391

資料：(社)韓国図書館協会 2003年図書館統計 / (*)については2004年3月末京畿道庁統計

(42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について

司書資格認定は、(社)韓国図書館協会で行なわれている。

韓国の司書資格制度の場合、司書職員はそれぞれの資格によって1級正司書、2級正司書、準司書、主題専門司書、司書教師（司書教諭）に分けられる。

図書館及び読書振興法第6条において、司書職員は1級正司書、2級正司書、準司書に区分されている。

司書の資格が法律で初めて定められたのは、1963年図書館法である。また、1969年の図書館施行令の第4条では、司書を正司書と準司書に区分してそれぞれの資格要件を定めた。

正司書は、大学の図書館学科を卒業した大学卒業者、または準司書の資格を持ち、教育部長官が指定する教育機関で図書館学に関する所要単位を取得した者である。準司書は、初級大学卒業者、または高等学校を卒業して司書業務に2年以上の経歴がある者で、教育部長官が指定する教育機関で図書館学に関する所要単位を取得した者であることとされている。司書の専門職団体として(社)韓国図書館協会があり、関連学会として韓国図書館学会・韓国情報管理学会などがある。

以下の者は1級正司書で資格を得ることができる。

- (1) 文献情報学または図書館学博士の学位を取得した者。
- (2) 2級正司書として文献情報学または図書館学以外の博士の学位を受けるか、情報処理技術師資格を取得した者。
- (3) 2級正司書として図書館勤務経験または研究経歴が6年以上で修士学位を取得した者。
- (4) 2級正司書で資格証を持ちながら図書館勤務経験が9年以上で所定の教育課程を履修した者。

次にあたる人は2級正司書の資格を得ることができる。

- (1) 大学の文献情報学または図書館学科を卒業した者。
- (2) 文献情報学または図書館学修士学位を取得した者。
- (3) 教育大学校で図書館または司書教育修士学位を取得した者。
- (4) 文献情報学または図書館学以外の修士学位を取得して、所定の教育課程を履修した者。
- (5) 準司書の資格を持ち、修士学位を取得した者。
- (6) 準司書としての勤務経験が3年以上で所定の教育課程を履修した者。
- (7) 大卒者で準司書としての勤務経験が1年以上で所定の教育課程を履修した者。

次にあたる人は準司書の資格を得ることができる。

- (1) 専門大学文献情報学科を卒業した者。
- (2) 専門大学卒業生で所定の教育課程を履修した者。
- (3) 大卒者で在学中文献情報学または図書館学を副専攻とした者。

年間資格取得者数や就職者数などは不明である。

(43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて

韓国では、司書職として任命されれば、館種を問わず、司書職の全国的な研修教育機関である国立中央図書館の「司書研修館」で基本教育および選択教育を受けなければならない。ここでの成績は司書職公務員の人事考課（昇進）に反映される。

2. ボランティアの登録・活用状況

(44) 公共図書館で活動しているボランティアについて

2001年に(社)韓国図書館協会が422館の公共図書館を対象に調査した結果、195館の回答中102館(52.3%)がボランティアを活用していると答えた。

ボランティア活用現状

区分		図書館数	割合 (%)
活用している		102	52.3
活用していない	活用計画あり	45	23.1
	活用計画なし	46	23.6
	無回答	2	1.0
計		195	100.0

ボランティアの活用分野は配架及び書架整理、ラベル貼りなど単純業務が主である。そのほか、一部には読書指導などの分野でも活動している。ボランティアに関する特別な管理指針やガイドラインなどはなく、主に単純業務にボランティアを配置する例が多いのが現状である。

5. 図書館の設備、情報化等の整備状況

1. 各種施設・設備の設置状況

(45) 各種の施設・設備（閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など）の状況について

公共図書館における敷地面積、建物面積、閲覧室面積、視聴覚室面積などの施設規模の地域別合計は次のとおりである。

地域別の公共図書館施設規模 (単位：㎡)

区分	敷地面積	建物面積	閲覧室面積	視聴覚室面積	1座席当り人口(人)
ソウル特別市	178,677	167,256	29,609	4,896	345
釜山広域市	96,633	61,123	12,441	1,877	300
大邱広域市	71,818	53,443	11,575	2,279	218
仁川広域市	51,963	31,831	7,826	1,034	329
光州広域市	81,854	63,219	13,069	834	107
大田広域市	86,599	39,100	10,981	1,468	129
蔚山広域市	21,888	13,866	4,702	801	227
京畿道	368,673	185,207	41,833	8,001	237
江原道	127,162	67,742	15,365	2,333	100
忠清北道	93,535	37,865	8,522	931	175
忠清南道	116,031	54,305	12,546	3,093	152
全羅北道	157,170	73,966	15,809	2,580	124
全羅南道	175,807	66,310	17,322	4,229	119
慶尚北道	78,718	78,718	20,154	5,396	137
慶尚南道	78,949	78,949	18,043	3,264	173
済州道	164,102	34,695	5,938	2,106	93
全体	2,131,574	1,107,595	245,735	45,122	196

(46) スロープ、トイレなど、車椅子利用者の設備の整備状況について

障害者のための施設は整備されているが、特にそれに関する統計は存在していない。

2. コンピュータの設置・活用状況およびインターネットの活用

(47) コンピュータの設置状況(職員用・利用客用)について

2002 年度に行われた公共図書館における図書館電算化の現状に関する調査では、回答のあった公共図書館 431 館のうちの 98% (424 館) でコンピュータが設置されている。

内訳をみると、主電算機 183 館、workstation49 館、PC-server96 館、PC103 館、計 431 館である。使用 OS は、現状では、UNIX が 122 館、DOS9 館、WINDOWS141 館、WINDOWS-NT120 館、その他 39 館である。

通信網使用の現状は、超高速国家網が利用者用 186 館、業務用 196 館で最も使用が多く、次いで政府網が業務用として 56 館、利用者用が 42 館である。

通信網使用現状

区分	該当館	
教育網	利用者用	20
	業務用	23
研究網	利用者用	1
	業務用	1
超高速国家網	利用者用	186
	業務用	196
政府網	利用者用	42
	業務用	56
その他	利用者用	53
	業務用	53

(48) インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について

インターネットが普及した韓国では、1999年時点で公共図書館のインターネット接続率が70.9%、インターネットサービス提供率が50.4%であった。文化観光部（日本の文部科学省に相当）は2000年3月に『図書館情報化推進総合計画（2000-2002）』を定め、全国400館の公共図書館のすべてを対象に総計349億ウォン（日本円で約33億円）を投資して整備に着手し、実施初年度（2001年）には144館で「デジタル資料室」の整備が行われた。デジタル資料室とは、インターネットサービスのために端末を5台から50台配置した専用室のことで、韓国の公共図書館におけるインターネットサービスは端末を専用室に集中配置する点に特徴があると言える。（日本円換算については2000年の為替相場の年平均値、1ウォン=0.095円として計算。）

市民の情報アクセシビリティを高めるためのインターネット等の講習指導は、各公共図書館で生涯教育の一環として講習会を行なっているが、調査資料は公表されていない。

(49) 利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について

国立中央図書館では利用者用パソコンの電源および情報端末は用意されているが、全国規模の統計は取られていない。

(50) Web-OPAC やデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について

韓国の図書館情報化は政府レベルで学術・研究情報の蓄積と効率的な情報流通体系を構築するという目標のもとで、学術、研究機関と大学図書館を中心に推進されてきた。

1986年に教育・研究ネットワーク推進委員会が発足し、学術・研究情報化が本格的に推進された。そして、1996年の情報化促進10大課題である“知識基盤高度化のための学術情報利用環境造成事業”の一環として学術、科学技術情報を体系的に収集、整理してデータベースを構築して管理するための機関である先端学術情報センター（現韓国教育学術情報院）が設立された（教育部、1998年教育情報化白書、p.145）。

また、1997年、財政経済院の統合事業に対する重複投資防止と政府レベルで学術・研究情報の流通体系を構築するために、7つの主要機関、すなわち先端学術情報センター、国立中央図書館、国会図書館、法院図書館、産業技術情報院、研究開発情報センターを中心に国家電子図書館構築施行計画に基づいて、現在 Z39.50 プロトコルを基盤に総合的目録情報と SGML（Standard Generalized Make-up Language）を利用した原文データベースを構築して、すでに部分的にサービスを開始した。

しかし、図書館の情報化は、主に政府の主要学術・研究機関や大学を中心に推進されており、公共図書館は相対的に情報社会の時代的流れに対応することが困難なまま伝統的な図書館の形態にとどまっている。しかし、電算化を推進している図書館では国立中央図書館が開発した公共図書館標準管理システム（KOLAS II）及び国家資料共同目録システム（KOLIS-NET）が普及し、（KOLAS II）は127館、（KOLIS-NET）は101館に普及している。

2003年現在、文化観光部による図書館情報化推進総合計画に基づいて、去る2001年から総額454億ウォン（日本円で約43億円）の情報化促進基金と同一の割合の地方費を投入して進められた全国“公共図書館デジタル資料室構築事業”が完成し、全国348の図書館にデジタル資料室が設置されている。自主的に事業を進行

した 27 の図書館を含めば全体 432 館、すなわち全公共図書館の 87%に対してデジタル化が成し遂げられた。
 (日本円換算については 2001 年の為替相場の年平均値、1 ウォン=0.094 円として算出。)

デジタル資料室で、市民たちはコンピュータでインターネット情報検索はもちろん語学実習と衛星放送受信、マルチメディアコンテンツ活用など多様な恵みを受けることができる。また利用者予約管理システムで、自宅にいながらインターネットを通じて利用席を予約することができるし、外国語自動翻訳機、画面朗読機、電子音声情報機など文化的に疎外された階層のためにさまざまなソフトウェアも使用可能である。

特に、インターネット基盤図書館ネットワークが実現されて以来、国立中央図書館と韓国教育学位情報院が共同で完成した公共図書館総合目録 350 万件と大学・専門図書館総合目録 670 万件、30 万卷に達する原文 DB、3,064 種の学術雑誌を全国どこでも検索、活用することができる。

国家電子図書館(<http://www.dlibrary.go.kr>)では、国立中央図書館、国会図書館、法院図書館、韓国教育学位情報院など 7 の機関が共同で完成した総計 1 億 5,000 万ページの原文 DB も閲覧できるようになった。また、図書館情報化システム開発として視覚障害者用国家電子図書館ウェブサイトも開発中である。これは情報格差を解消するために、視覚障害者のための利用環境を整えようとするものである。視覚障害者用国家電子図書館、国立中央図書館ホームページ、国家資料共同目録システム (KOLIS-NET) 構築などが含まれる。

適用 MARC 別データベース構築現状

区分		構築件数 (件)	機関数
国内資料	KORMARC	31,175,877	394
	USMARC	28,292	1
	その他	98,464	6
国外資料	KORMARC	153,005	311
	USMARC	0	1
	その他	27,776	65
合計		31,483,414	—

データベースのサービス現状

区分	図書館(室)内部	自館(機関全体)	外部機関	パソコン	ウェブサイト
機関数	321	172	47	11	175

オンライン・レファレンスについては、すべての図書館で実施しているわけではないが、一部の図書館ではオンラインの掲示版 (BBS) によるサービスは行なっている。しかし、その統計は存在しない。

<参考文献・ウェブサイト>

- ・ 「韓国図書館協会」, (online), available from <<http://www.korla.or.kr/>>
- ・ 金恵京, 「韓国公共図書館の施設とサービスの水準」, 『図書館雑誌』, 2004.6
- ・ 宍道勉, 「図書館法—韓国と日本の比較」, 『北東アジア文化研究』, 2004.3
- ・ 図書館情報学ハンドブック編集委員会編, 『図書館情報学ハンドブック』, 丸善, 第1版1988, 第2版1999
- ・ 竹下譲, 「韓国編」, 『新版 世界の地方自治制度』, イマジン出版, 2002
- ・ 「韓国—文化観光部」, (online), available from <<http://www.mct.go.kr/index.jsp>>
- ・ 『韓国図書館基準』, 韓国図書館協会, 2003
- ・ 「テグ大学ウェブサイト」, (online), available from <<http://biho.taegu.ac.kr/~yhy/data/start.html>>
- ・ Myung-Sook Chun, 'A Historical Survey of Literacy and Library Users in Korea', 『韓国図書館・情報学会誌』, 第34巻, 第4号, 2003

その他：韓国発行の論文や報告書

- ・ Suh, Hye-Ran, 'Internet Services in Korean Public Libraries the Status Quo and Perspectives', "Journal of the Korea Society for Information Management", Vol.18, No.1, 2001.3, pp. 23-42
- ・ Sim, Hyo-jung, 'Untruth and Truth of the Digital Library', "DOSEOGWAN", Vol.57, No.3, 2002, pp. 3-23
- ・ Lee, Chi-ju, 'The National Library of Korea Digital Library Project', "DOSEOGWAN", Vol.57, No.3, 2002, pp. 24-47
- ・ 曹在順, 「韓国における子ども図書館をめぐる動向」, 『カレント・アウェアネス』, No.277, 2003.9, pp. 9-11
- ・ Suh, Hye-Ran, 'Internet Services in Korean Public Libraries the Status Quo and Perspectives', "Journal of the Korea Society for Information Management", Vol.18, No.1, 2001.3, pp. 23-42
- ・ Sim, Hyo-jung, 'Untruth and Truth of the Digital Library', "DOSEOGWAN", Vol.57, No.3, 2002, pp. 3-23

(孫 誌銜)